

すわ光昭 県政だより

発行 者
新ながの・公明 大町支部
支部長：諏訪光昭

〒398-0002 大町市大町(下仲町)4067
TEL：0261-23-7460 FAX：0261-23-7461



3月15日開催の所信表明会

はじめに

県議会2月定例会において、私、諏訪光昭は、長野県議会第95代副議長に就任することとなりました。今回は、副議長選挙立候補時におこなった所信表明文の概要を皆様にお伝えします。

長野県議会議員 諏訪 光昭

副議長選挙立候補時における所信表明(平成29年3月15日)

このたび、会派の皆様の力強い後押し、ご支援くださる議員各位の温かな言葉をいただき、長野県議会副議長選挙に立候補を決意しました。

立候補にあたりまして、私の考え、決意の一端を述べさせていただきます。

5日、県消防防災ヘリコプター事故で、搭乗されていた9名全員の尊い命が一瞬にして奪われる大惨事となってしまいました。高い志をもって、厳しい訓練を重ねながら、人命救助などの活動の任務に就かれていた皆様ばかりです。お亡くなりになられた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族皆様にお悔み申し上げます。

山岳県長野の安全・安心を維持し、山岳救助活動等に携わる消防防災ヘリの活動は、県だけでは成り立ちません。県内各市町村、消防局、消防本部等の協力・支援は不可欠であります。

お亡くなりになられ隊員の皆様のご遺志をしつかり受け継ぎ、県消防防災航空センターの再構築と、県民の皆様はじめ、長野県を訪れる皆様の安全安心を確保できる危機管理体制、環境づくりを一層推進していく必要性を痛感しています。

私は県議会議員となって、これまで長野県の発展、県民の幸せ実現に向け、事実を正確に把握するため、現場、現地を調査、確認しながら、不動の信念を持って行動してまいりました、副議長の任に就かせていただいても同様の姿勢で臨んでまいる決意です。

折しも、しあわせ信州創造プランの最終年度に突入します。加えて、信州創生戦略がスタートし3年目に入ります。新たな総合5か年計画の策定作業も動き出しました。人口減少社会、少子化、団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」への対応など、県政の重要課題は山積しております。

私はこのような時こそ、10年後、20年後の将来を見据えた計画、そして、その目標達成に向け着実に諸施策を推進していくことが求められていると考えます。議会内にも研究会を立ち上げました。執行部と情報交換をしながら策定の段階から研究、検討していくことが重要であります。

県議会としてもその実現のためには、8年前に施行した議会基本条例の基本理念、基本方針等に基づき、県民の負託に応える活動を一層推進していかなければならないと考えます。(中略)

県民の皆様が開かれた議会運営と適正な運営に心がけ、県民の皆様が安全に安心して生活できる県土づくりに向け、議長のもと、議長を補佐し、力の限り全力投球してまいりたい決意であります。何とぞ、議員各位のご支援、ご指導賜りますようお願い申し上げます、決意表明とさせていただきます。

県議会平成29年2月定例会(会期：2月16日～3月16日)の報告

県議会2月定例会では、「一般質問」の他に、「代表質問」が行われます。「代表質問」は、所属会派を代表し、各会派の政策上の問題について会派内で質問事項を調整した上で質疑や質問を行うものです。長野県議会における「代表質問」は、通常2月定例会と知事改選後の定例会において行われます。

今定例会では、自由民主党、信州・新風・みらい、新ながの・公明、日本共産党県議団の4つの会派が代表質問を行いました。私は、代表質問2日目の2月23日に新ながの・公明の会派を代表して、約60分の時間で16項目にわたって代表質問を行いました。その代表質問と県の答弁の概要について、お知らせします。

なお、今定例会では、代表質問の他に、37名の議員が5日間にわたって一般質問を行いました。

諏訪光昭の 代表質問の 質問項目

1. 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の招致について
2. 地域振興局について
3. 長野県立大学について
4. 性暴力被害者支援センターについて
5. 子どもの医療費の見直しについて
6. 地域生活支援拠点整備について
7. 環境保全研究所について
8. 県内経済の課題について
9. 園芸振興について
10. 米政策について
11. バイオエコノミーについて
12. 交通ネットワークの充実について
13. 高等学校再編計画について
14. 教職員の不祥事と勤務実態について
15. 総合教育会議について
16. 大北森林組合等補助金不正受給事案について

●大北森林組合等補助金不正受給 事案について

■諏訪光昭の質問

森林組合は、「森林所有者の経済的社会的地位の向上」と「森林の保続培養及び森林生産力の増進」という二つの役割を持つ重要な団体であると認識しています。

大北森林組合は、補助金不適正受給事案の発生により、現在、その本来の役割を十分に果たすことが難しい状況にあります。地域の森林整備を停滞させるべきではなく、また、早く、森林組合を再生することが県民負担の最小化にもつながることであると考えます。

また、地域においては、森林整備の停滞による災害の発生を懸念する声もでております。加えて、松くい虫による被害での松枯が急速に広がっております。

現在、大北森林組合は懸命に、再生に向けた様々な経営改善に取り組んでおり、先月には、新たな事業経営計画及び補助金返還計画を提出したところでもあり、一日も早く、本来の役割が発揮できる状態に戻る必要があると考えております。

地元市町村では、昨年入札参加の指名停止措置が解除されたことにより、地域の森林・林業の中核を担う森林組合再生のため、工事等の発注など森林組合への支援の動きもみられます。

しかし、組合経営の大きな柱となります補助事業の再開は、森林組合はもとより、各市町村においても、県の補助事業の再開を待っている状況であります。

つきましては、再生に向け、補助事業を早期に再開できるよう判断すべきと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

知事は、提出議案説明の中で、大北森林組合等の関係者に対する損害賠償請求については、弁護士等からなる委員会を設置して検討を加速する考えを表明しました。

委員会を設けるにあたって、大北森林組合の補助金返還計画が提出されたことや、刑事裁判の判決が3月下旬に出される予定であることを踏まえるとしております。また、20日には住民監査請求に関わる監査委員の勧告もあつたところでもあります。

このような委員会を設置することとしたのは、どのような理由からか。また、委員会設置後、いつ頃までに結論を得ようと考えているのか知事にお伺いをいたします。

●阿部守一知事の答弁

大北森林組合の補助金不適正受給に関連して、組合再生に向け補助事業を早期に再開できるよう判断すべきではないかというご質問でございます。森林整備、地域林業の推進という観点だけではなく、山地災害発生防止をはじめ、森林の公益的機能の発揮の観点からも重要なことだと考えております。大北地域においても適切な整備を行っていくことは必要だと考えております。

また、大北地域唯一の森林所有者の協同組織である大北森林組合は、不適正受給が階差される前の状況を見ますと、例えば平成18年度における、大北地域における森林整備の約7割を担っていたという状況であります。そ

ういう意味では重要な役割をはたしてきたものと考えております。

一方、大北森林組合は今回、極めて重大な補助金不適正受給を引き起こした事業主体でもございます。補助事業を再開するかどうかということ判断するにあたっては、組合が適切に補助事業を行いうる事業主体と認められるのか否か、厳格なチェックを行って確認していく必要があると考えております。

このため、昨年12月から、組合が職制規定やあるいは会計規定を整備し、内部けん制や法令順守を行うことができるのか、補助事業の執行をマニュアル化して、適切な事務処理や現場管理を行っていくことができるのか、こうした事柄について、組合が補助事業を適切に進める上で不可欠な事項、1つずつ丁寧に確認しているところでございます。

今後、こうした内容を精査し、林務部改革推進委員会のご意見等も踏まえ、補助事業を再開することができるかどうか、適切に判断していきたいと考えております。

損害賠償請求に関する弁護士等の委員会についてご質問をいただきました。どういう理由で設置しようと考えているのか、また、いつまでに結論を得るのかというご質問でございます。

この事案については、長期にわたり極めて多くの件数の補助金交付がなされた案件でございます。これまでも弁護士とも相談しながら、1件1件の案件について事実関係の整理を行ってきているところでございます。

大北森林組合の補助金等返還計画が提出されたこと、あるいは刑事裁判の判決が3月下旬にも出される予定であるということを踏まえまして、損害賠償請求についても検討を加速させる必要があると考えております。

損害賠償請求につきましては、対象と案件が多数あります。また、対象者によって適用される法律が異なってくる可能性があるなど法的にも複雑で、様々な論点がございます。また、県民の皆様方への説明責任も県としてしっかり果たしていくということが必要だと思っております。

こうしたことから、複数の専門家による協議の中で方向付けを行っていただくことが必要であると考え、弁護士等による委員会を設置することといたしたところでございます。

検討時期につきましては、2月20日の住民監査請求に係る勧告におきましては、加算金の納付から1年いないとされているところでございます。この勧告も踏まえ、できるだけ速やかに結論を得られるよう努力をしてみたいと考えております。

すわ光昭の公式ホームページもご覧下さい。

すわ光昭

検索

